

第16回弟子屈町農業委員会総会議事録

平成30年11月27日

午前10時00分～午前11時36分

○ 出席委員

塩沢 稔宏      新木    栄      元山 義久      上西    透  
阪口 正明      小林    武      江上 真一      渡邊 雄一郎  
望月 信雄      鈴木 和幸      吉田 真利子

○ 欠席委員

齋木    弥

○ 議 件

議案第54号 現況証明願いについて

議案第55号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第56号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第57号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第58号 農用地等の利用調整申出について

議 長 只今より第 16 回弟子屈町農業委員会総会を開催いたします。日程 1、議事録署名委員の指名については、9 番小林委員さん、10 番渡邊委員さん、よろしくお願いいたします。日程 2、「会期の決定について」でございますが、本日 1 日限りとしてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議無し、ということで本日 1 日限りといたします。次日程 3、諸般報告でございますが、齋木委員さんが今日公務のため欠席となっております。8 番新木委員さんが少し遅れると電話がありました。次日程 4、「会務報告」局長よりお願いいたします。

事 務 局 長 それでは、第 15 回農業委員会総会以降の会務についてご報告申し上げます。まず、整理番号 1 番、10 月 26 日、第 15 回農業委員会総会がここ委員会室で開催されております。委員 12 名、事務局が対応しております。同じく整理番号 2 番、11 月 9 日現地調査が弟子屈原野で行われております。第 1 ブロックの委員さんと事務局が対応しております。最後に 3 番、11 月 21 日弟子屈町農業政策推進会議経営者会議が JA 摩周湖の会議室で開催されております。会長と事務局が出席しております。以上簡単でございますが会務報告とさせていただきます。

議 長 はい、有難うございました。次日程 5、報告第 34 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の提出について」事務局説明お願いいたします。

事 務 局 総会資料 2 ページをお開き願います。報告第 34 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の提出について」下記農地について合意による解約があったので報告する。平成 30 年 11 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。  
合意解約につきましては 5 件ございます。申請番号 1 から 3 番については、弟子屈町字 〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有地でありますので、3 番までは貸付人につきましては省略いたします。  
申請番号 1 番より説明いたします。所在は字 〇〇〇〇 及び 〇〇〇〇 の 2 筆でございます。公募現況地目とも畑。面積は合計で 〇〇〇〇 m<sup>2</sup>でございます。借受人は弟子屈町字 〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。合意解約日は平成 30 年 11 月 2 日。契約期間については平成 26 年 6 月 18 日から平成 31 年 6 月 17 日までとなっております。  
続きまして申請番号 2 番でございます。所在は字 〇〇〇〇 及び 〇〇〇〇 の 2 筆でございます。公募現況地目とも畑。面積は合計で 〇〇〇〇 m<sup>2</sup>でございます。借受人は弟子屈町字 〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。合意解約日は平成 30 年 11 月 2 日。契約期間については平成 29 年 2 月 27 日から平成 34 年 2 月 26 日までとなっております。  
申請番号 3 番でございます。所在は字 〇〇〇〇 及び 〇〇〇〇 の 2 筆でございます。公募現況地目とも畑。面積は合計で 〇〇〇〇 m<sup>2</sup>でございます。借受人は弟子屈町字 〇〇〇〇 〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。合意解約日は平成 30 年 11 月 2 日。契約期間については平成 27 年 5 月 25 日から平成 31 年 5 月 31 日までとなっております。  
続きまして申請番号 4 番です。所在は字 〇〇〇〇 及び 〇〇〇〇 の 2 筆でございます。公募現況地目とも畑。面積は合計で 〇〇〇〇 m<sup>2</sup>でございます。貸付人は 〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。借受人は弟子屈町字 〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。合意解約日は平成 30 年 11 月 9 日。契約期間については平成 29 年 2 月 27 日から平成 34 年 2 月 26 日までとなっております。  
続いて申請番号 5 番です。所在は字 〇〇〇〇 ほか 5 筆の計 6 筆でございます。公募地目は畑及び牧場。現況地目は全て畑となっております。面積は合計で 〇〇〇〇 m<sup>2</sup>ござい

ます。貸付人は申請番号4番と同じため省略します。借受人は弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。合意解約日は平成30年11月9日。契約期間については平成28年6月19日から平成31年6月18日までとなっております。

この合意解約のありました農地につきましては、議案第58号農用地等の利用調整申出について、で提案させていただいております。以上簡単であります。報告第34号の説明とさせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ここで休憩といたします。

(休 憩)

議 長 再開いたします。報告第34号番号1番2番3番4番5番について、何かございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 はい、異議なし。ということで報告第34号を報告済みとさせていただきます。次日程6、議案第54号「現況証明願いについて」事務局説明をお願いいたします。

事 務 局 総会資料4ページをお開き願います。農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の現況証明願いについて、議決を求める。平成30年11月27日提出。弟子屈町農業委員会会長。

申請番号1から説明いたします。所在は字〇〇〇〇の1筆。公簿地目は畑。面積は〇〇〇〇㎡でございます。判定は農地採草放牧地以外、利用状況は未利用地でございます。所有者及び願い出人はともに、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。図面につきましては6ページに掲載しております。

続いて申請番号2になります。所在は字〇〇〇〇ほか2筆の計の3筆。公簿地目は畑及び牧場。面積は合計で〇〇〇〇㎡でございます。判定は農地採草放牧地以外、利用状況は未利用地でございます。所有者及び願い出人はともに、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。図面につきましては7から8ページを参照願います。

申請番号3でございます。所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇ほか5筆の計6筆でございます。公簿地目は畑。面積は合計で〇〇〇〇㎡でございます。判定は農地採草放牧地以外、利用状況は未利用地でございます。所有者及び願い出人はともに、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。図面につきましては9ページをご参照願います。

続いて申請番号4になります。所在は字〇〇〇〇の1筆。公簿地目は畑。面積は合計で〇〇〇〇㎡でございます。判定は農地採草放牧地以外、利用状況は未利用地でございます。所有者及び願い出人はともに、弟子屈町〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。図面については10ページを参照願います。

以上、簡単でございますが議案54号の説明とさせていただきます。ご決定賜りますようよろしくお願い致します。

議 長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いいたします。申請番号1番2番3番につきましては、5番元山委員さんよろしくお願いいたします。

元山委員 5番元山です。申請番号1番2番の現地調査は、10月9日に塩沢会長、鈴木委員、江上委員、私と事務局で実施いたしました。

申請番号1番についてですが、当該地は採草地近隣の土地であり、登記地目上畑地ではありますが、小高い丘となっていることから、農作業的にもかなり難しく、農地としての活用は難しいと判断いたしましたので問題なしと判断いたしました。

続いて申請番号2番でございますが、当該地は登記地目上畑地ではありますが、起伏もあり農地としての活用が難しいことから、問題なしと判断いたしました。当該地についてはこのあとの議案にもありますように併せて農振除外が提案されております。当初は9筆分の申請地がありましたが、農地利用困難と判断したのは本申請の3筆分のみ、農地の状況及び隣接農地の日射等の影響も考慮したうえで判断いたしました。

申請番号3番について、現地調査日は11月9日に塩沢会長、鈴木委員、江上委員、私と事務局で実施いたしました。申請地は、農業用施設がある土地も含め、登記上畑となっておりますが、現地確認したところ施設用地として活用されていた箇所であり、農地としての利用は難しいことから、問題なしと判断いたしました。

以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたしますので、よろしくご協議いたします。以上でございます。

議長 はい、有難うございました。続いて申請番号4番につきましては、1番吉田委員さんお願いいたします。

吉田委員 1番吉田です。申請番号4番の現地調査は、10月15日に上西委員、斉木委員、渡邊委員、私と事務局で実施いたしました。

当該地は、先月利用調整を行い近隣営農者にも利用意向の確認をしましたが希望者もない状況で、また当該地はやちであり地質も悪く、長期的かつ大規模な改良を加えないと使用することができないような状況から、農地採草放牧地以外と判断いたしました。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたしますので、よろしくお願いいたします。

議長 はい、有難うございました。現地委員さんの報告が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。申請番号1番2番3番4番について、何かご質問ございますか。

各委員 異議なし。

議長 異議なし。ということで、議案第54号を決定とさせていただきます。次日程7、議案第55号「農業振興地域整備計画の変更について」日程8、議案第56号「農地法第4条の規定による許可申請について」一括事務局説明をお願いいたします。

事務局 総会資料11ページをお開き願います。議案第55号「農業振興地域整備計画の変更について」農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項及び第2項に基づき、弟子屈町より意見を求められた下記のものについて意見を求める。平成30年11月27日提出。弟子屈町農業委員会会長。

今回農振の変更申請につきましては3件ございます。

整理番号1番及び2番につきましては、同事業のためまとめて説明したいと思っております。区分は除外であります。

申請番号1番の所在は字〇〇〇〇の1筆。面積は〇〇〇〇㎡でございます。公簿地目は畑。申請番号2番につきましては、字〇〇〇〇の1筆でございます。面積は〇〇〇〇㎡

でございます。公募地目は牧場でございます。現況地目については農地採草放牧地以外となっております。事業主体ですが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。土地所有者に関しましては備考欄に記載しています、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。

計画内容、事業名称につきましては、太陽光発電設備設置。事業期間につきましては、許可日から平成31年5月31日まで。所要面積につきましては、各筆ごとに、〇〇〇〇㎡を要します。ソーラーパネルを設置し、そのほかは作業スペースで活用することとなっております。事業の必要性につきましては、原野状態である土地の有効利用を考慮し、再生可能エネルギー事業にて土地を利用することが有効と判断したため。となっております。土地選定の理由は、現在土地所有者の牧草収量は十分に足りており、営農拡大する意向もなく、土地の有効利用について検討を行った。土地所有者と協議した結果、比較的日射条件も良く、土地形状が平坦であり、接続可能な配電線の隣接地であるため再生可能エネルギー事業にて利用する。としております。事業費は合計〇〇〇〇千円で全額自己資金にて対応することとなっております。各申請同じ事業になります。各筆ごと同じ費用が掛かるという形になってございます。図面については、13から18ページをご参照いたします。

続きまして総会資料12ページの申請番号3の説明をいたします。

区分は除外。所在は字〇〇〇〇の1筆でございます。公簿現況地目ともに畑。面積は〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡でございます。

事業主体ですが、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。計画内容、事業名称につきましては、従業員宿舍の建設。事業期間につきましては許可日から永久でございます。所要面積につきましては宿舍分で、〇〇〇〇㎡。その他スペースとして〇〇〇〇㎡となっております。事業の必要性につきましては、従業員の雇用に伴い、宿舍が必要となったため。土地選定の理由は、現有施設が近隣にあり、効率的な利用が可能なため。でございます。事業費につきましては、〇〇〇〇千円で全額借入金にて対応することとなっております。図面については19ページ、位置図につきましては20ページ。平面図は21ページを参照願います。

申請番号3番につきましては、併せて農地法第4条許可申請がございましたので、引き続き説明致します。

それでは総会資料22ページをお開き願います。議案第56号「農地法第4条の規定による許可申請について」農地法第4条の規定による、農地の転用の許可申請があった下記のものについて、意見を求める。平成30年11月27日提出。弟子屈町農業委員会会長。所在、地番、地目、面積、申請人につきましては、先ほどの申請番号3番と同様のため説明は割愛させていただきます。

農地区分・転用種類ですが、農用地区域内農地。永久転用でございます。

23ページをお開き願います。農地法第4条に係る意見書案でございます。

申請書の受理月日は平成30年11月9日に受付してございます。申請者、所在については同様のため説明を省略いたします。工事計画ですが許可日から平成31年7月31日までには完了予定としております。農地区分は農用地区域で113.15㎡。該当事項とした判断事由は、申請地は弟子屈町役場から北東方向へ約3.5kmに位置する農振農用地区域内の農業用施設用地である。現在、農用地区域からの除外手続き中である。としております。

農地転用に関する許可基準からみた意見。農地の区分と転用目的。意見及び理由については、当申請は、当地で酪農業を営んでいる申請者が、従業員宿舍建設を行うためであります。従業員宿舍周辺は農業用施設用地として活用しており、効率的な利用が可能です。当該事業実施のための必要最小限の転用でありやむを得ないものと思われる。その他各項目についても問題はなく許可相当案件でございます。

議決されましたら北海道農業会議へ意見聴取することとし、大きな変更点がない限り、同内容で北海道へ申請することといたします。

以上、議案第55号及び56号の説明といたします。ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。それでは事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いいたします。  
整理番号1番2番については省略いたします。議案第55号の整理番号3番、議案第56号の申請番号1番を一括で、3番鈴木委員さんお願いいたします。

鈴木委員 3番鈴木です。申請番号3番の現地調査は、11月9日に塩沢会長、元山委員、江上委員、私と事務局で実施しました。  
申請箇所においては、農作業等の支障もなく、また現在ある施設の隣接で作業の効率化も図れ、必要最小限の申請であることから問題なしと判断致しました。  
以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたします。

議 長 はい、有難うございました。それではここで質疑を受けたいと思います。議案第55号、整理番号1番2番3番について、何かございますか。

望月委員 3番望月です。〇〇〇〇千円の借入金となっておりますが、どこの金融機関から借り受けるの。

事務局 はい、借入金の種別、内容につきましては確認しておりません。ただ資力及び信用につきましては、残高証明を徴収いたしておりまして、事業費全てが賄える、資力があることを確認して問題なしと判断いたしました。

議 長 よろしいでしょうか。

望月委員 はい、分かりました。

議 長 議案第55号についてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議 長 それでは議案第55号を決定といたします。議案第56号申請番号1番について、何かご質問ございますか。

各委員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで議案第56号を決定とさせていただきます。次日程9、議案第57号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」事務局説明をお願いします。

事務局 はい、それでは24ページをお開きください。議案第52号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第

18条の規定により弟子屈町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。平成30年11月27日提出。弟子屈町農業委員会会長。

今回の総会に提案されております申請につきましては、利用権設定の申請が4件でございます。

整理番号1番につきましては新規の申請でございます。所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡。公簿地目は牧場、現況地目は畑でございます。利用目的は普通畑。貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。使用貸借の申請でございます。期間につきましては、平成30年11月27日から平成40年11月26日までの10年間でございます。図面につきましては、26ページをご覧ください。

整理番号2番から整理番号4番につきましては継続の申請でございます。

整理番号2番、所在につきましては、字〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡。公簿現況地目とも畑。利用目的は普通畑でございます。貸付人、弟子屈町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。賃借につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成30年11月27日から平成35年12月31日までの約5年1か月間でございます。図面につきましては、27ページをご覧ください。

整理番号3番、所在につきましては、字〇〇〇〇〇ほか7筆。〇〇〇〇㎡。公簿地目は畑及び原野。現況地目は畑。利用目的は飼料畑。貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、字〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成30年11月27日から平成33年12月31日までの約3年1か月間でございます。図面につきましては、28ページをご覧ください。

整理番号4番。所在につきましては、字〇〇〇〇〇ほか3筆。〇〇〇〇㎡。公簿現況地目とも畑。利用目的は牧草畑でございます。貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、字〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成30年11月27日から平成33年12月31日までの約3年1か月間でございます。図面につきましては、29ページをご覧ください。

また、別紙資料には、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書が表示されております。いずれも各項の要件に該当しておりますのでご参照ください。以上、ざっぱくな説明でございますが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 はい、事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いいたします。整理番号1番について、11番上西委員さんよろしくようお願いいたします。

上西委員 11番上西です。現地調査日は、10月15日に実施致しました。現地調査委員につきましては、斉木委員、吉田委員、渡邊委員、私と事務局で実施しました。本申請は〇〇〇〇氏が経営移譲年金受給のため、〇〇〇〇氏と使用貸借を行うものです。借り手の〇〇〇〇氏も隣接の農地を所有しており、一体的な営農が可能であることから問題なしと判断いたしました。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたします。よろしくようお願いいたします。

議長 はい、有難うございました。整理番号2番3番4番については継続ですので省略いたします。ここで質疑を受けたいと思いますが、整理番号2番について、〇〇〇〇委員さんが、農業委員会法第31条に該当いたしますので、退席をお願いいたします。休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。整理番号2番について何かご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで決定とさせていただきます。〇〇〇〇委員さんの退席を解除いたします。休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。整理番号1番3番4番について、何かご質問ございますか。

新 木 委 員 8番新木です。整理番号4番の借賃の単価について、現地委員さんはどのように考えているのか教えてください。

上 西 委 員 11番上西です。この土地は過去に奥春別の〇〇〇〇さんも寝藁にするのに刈って来ていたけれど、川淵でかなりのやちなものだから、牧草でもゆるくない土地であるため、誰か借りてくれる人がいてくれたらということで、なかなか長期に借りる人もなく、地元の人も使わないってということで、たまたま〇〇〇〇さんが借り受けてくれることになって、ただで借りることにもならないということで、安いけど大型機械も入るのがゆるくなくてってことで、荒らすよりはとりあえず刈ってもらってるから、安いのは承知している。土地がやち状態ということでこの金額で了解してもらっているということです。〇〇〇〇さんの土地のほとんどを〇〇〇〇さんが借りていると、その一部と考えています。

新 木 委 員 はい、皆さんが分かっているのであればよろしいです。

議 長 それでは、整理番号1番3番4番についてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで議案第57号を決定させていただきます。次日程10、議案第58号「農用地等の利用調整申出について」事務局説明をお願いします。

事 務 局 それでは総会資料30ページをお開き願います。議案第58号「農用地等の利用調整申出について」農業経営基盤強化促進法第15条の規定に基づき申出あった下記の農用地等の利用調整について、調整候補者名の選定及び調整委員を指名する。平成30年11月27日提出。弟子屈町農業委員会会長。  
申出の件数につきましては3件でございます。1番2番につきましては、報告第34号にて合意解約の申請がございました案件でございます。  
整理番号1番、字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有の土地でございます。申出の種類につきましては、譲渡でございます。字〇〇〇〇ほか5筆。〇〇〇〇㎡。公簿現況地目とも畑。申出人につきましては、ご本人の〇〇〇〇氏でございます。希望価格につきま



元山委員 5番元山です。整理番号3番の現地調査につきましては、11月9日に塩沢会長、鈴木委員、江上委員、私と事務局で実施いたしました。  
本申請につきましては、標茶町の〇〇〇〇さんが9月末で離農したため、標茶町の土地一部と本町の土地を併せて利用調整の申出となっております。  
申請地につきましては、山沿いの農地であり起伏もある土地ではありますが、現在まで耕作し管理していた土地であり農地利用としては問題ないと判断しました。  
なお、この申請地は町境の土地でありますので、農地の集約化も考えなければならないことから、標茶町と連携を取りながら進めたいと考えております。  
以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたしますので、よろしくお願いいたします。

議長 はい、有難うございました。それではここで調整候補者名を行いたいとおもいます。整理番号1番については、原野、原野摩周一円及び当該地利用者ということで、12個人3法人ということでよろしいですか。

〇〇委員 〇〇〇〇です。候補者から辞退します。

議長 はい、〇〇〇〇委員さんが辞退ということで、11個人3法人ということで、よろしいですか。

各委員 異議なし。

議長 それでは整理番号1番の調整候補者名は11個人3法人と決定いたします。次に、整理番号2番について調整候補者名を、原野、原野摩周一円及び当該地利用者ということで、12個人3法人ということでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 整理番号2番の調整候補者名を、12個人3法人と決定いたします。それでは整理番号3番、調整候補者名ということで、標茶町磯分内中央、川東地区及び申請地周辺一円ということで、22個人2法人ということでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 整理番号3番についての調整候補者名について22個人3法人と決定いたします。調整候補者名については全て決定とさせていただきます。次に調整委員名の指名については、局長お願いいたします。

局長 はい。それでは私の方から調整委員名を発表したいと思います。整理番号1番2番3番とも、第1ブロックの委員さんをお願いしたいと思います。塩沢委員、元山委員、鈴木委員、江上委員をお願いしたいと思います。ただし、整理番号2番につきましては、

塩沢委員、元山委員、江上委員の3名にお願いしたいと思います。以上でございます。

議長 はい。只今局長からありました。よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 はい。それでは調整委員名について決定させていただきます。議案第58号を決定させていただきます。日程1から日程10について終わりました。日程11、その他何かありませんか。休憩いたします。

(休憩)

議長 再開いたします。本日日程1から日程11について全て決定いたしました。これにて第16回弟子屈町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。

午前11時36分

以上顛末と録し、議事録とする

議事録署名委員 小林 武

議事録署名委員 渡邊 雄一郎